

教職員の働き方改革プラン

令和6年4月1日
土庄町教育委員会

1 はじめに

土庄町の学校教育は、子どもたちと向き合う教職員の教育に対する情熱と献身的な努力によって支えられている。その一方で、学校を取り巻く環境の複雑化、多様化に伴って学校に求められる役割が拡大しており、教職員一人一人が担うべき業務は質・量ともに増加し、教職員の長時間勤務がみられる。このことは子どもたちの学びを支える教職員の心身の健康に影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質の低下につながることを懸念される。

土庄町教育委員会では、学校教育の質の維持、向上を図るために、学校・家庭・地域のそれぞれが担うべき役割、特に学校が担う役割や教職員の勤務状況を含む働き方を見直すことが喫緊の課題であると捉え、「教職員の働き方改革プラン」を策定した。本プランを推進することにより、教職員が毎日の生活や人生を豊かなものにするとともに、子どもたちに向き合える時間を増やし、ひいては土庄町の教育方針『自分の未来を拓く、視野が広く、スケールの大きい人間の育成』につながると考える。

なお、本改革プランは、年度ごとに内容の修正や改善等を図りながら推進する。

2 めざす目標

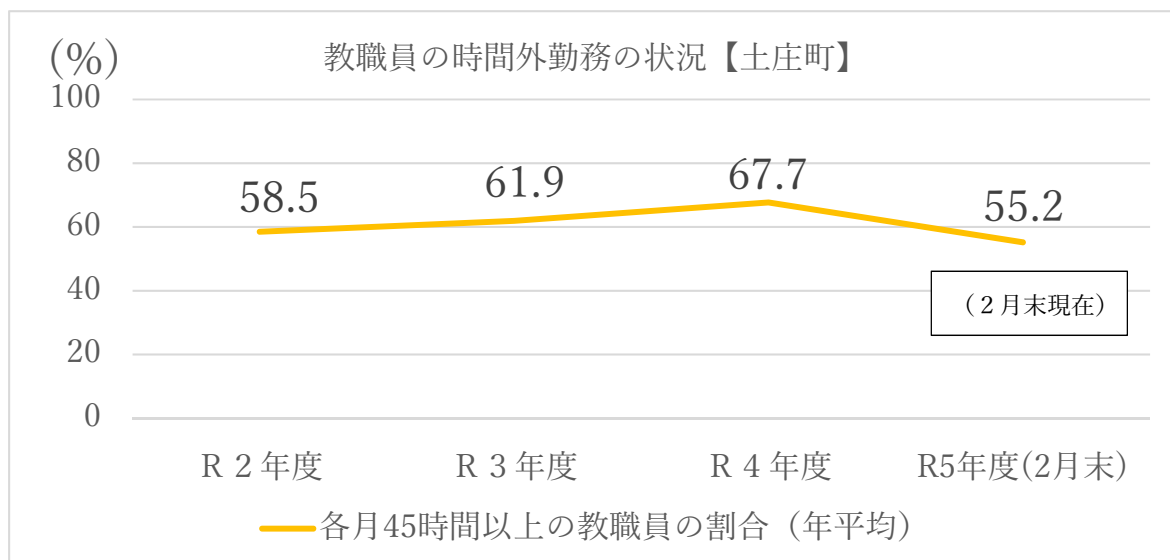
国・県における働き方改革の推進に関する指針及び厚生労働省の過重労働に関する基準等を踏まえ、土庄町教育委員会としては、学校における教職員の勤務について、次のことをめざす。

- ① 1か月の勤務時間について、時間外勤務45時間以内とする。
- ② 1年間の勤務時間について、時間外勤務360時間以内とする。
- ※ ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合（超勤4項目等）は、1か月の時間外勤務100時間未満、1年間の時間外勤務720時間以内とする。そのとき、連続する複数月の平均時間外勤務は80時間以内とし、時間外勤務が45時間を超える月は年間6か月までとする。

以上の方針については、「土庄町立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」（令和2年3月6日）において、上限時間の原則として示しているものであり、「土庄町立学校の管理運営に関する規則」第20条（教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置）においても、同様に定めている。

3 土庄町の現状

令和2年度のコロナ禍による学校の臨時休業をはじめ、その後の学校運営への影響から徐々に通常の学校運営が戻ってきた状況の中で、教職員の時間外勤務の状況は増加傾向であり、教職員の勤務環境の改善及び働き方改革の推進は、本町において喫緊の課題であると考えている。



4 本年度の土庄町の重点推進目標

教職員の時間外勤務において、月45時間超の教職員の割合が年間を通して5割以内となることを目指す。

5 重点的取組事項

（1）勤務時間の把握

教職員の働き方改革を実現するにあたって、教職員一人一人の勤務時間を客観的に把握するために、学校は実情に応じてパソコン校務支援ソフト等により、教職員一人一人の勤務時間及び時間外勤務時間を適正に記録し、1か月分の集計結果を土庄町教育委員会に提出する。

（2）部活動に関する休養日及び活動時間の設定

具体的な取組等については、「土庄町立学校における部活動の方針」により、休養日等を定めて取り組む。

① 休養日

- ・週当たり2日以上（平日：少なくとも1日、週末：少なくとも1日）
ただし、週末に試合や大会等があるときは、平日に振り替える。
- ・年間を通して、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

② 1日の活動時間

- ・平日：2時間程度、学校の休業日：3時間程度とする。
- ・合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 長期休業日の見直し及び夏季休業日における学校閉庁日の延長等

令和4年度から、夏季休業中の「学校閉庁日」を8月10日から16日までの7日間に延長し、夏季休業日を8月31日までに延長した。また、学年始休業日を4月6日、冬季休業日を1月6日までとした。これにより、長期休業日の期間を合計7日増やすとともに、教職員がゆとりをもって新学期の準備や休暇が取りやすい環境を整えている。

6 働き方改革の取組

教職員の働き方改革を実現するためには、教職員の業務量の管理や役割分担の見直しなど、業務の適正化や効率化が求められる。そのための取組として、土庄教育委員会は、次の4点を柱とした業務改善を推進する。

(1) 業務の適正化

学校は、教職員の長時間労働の改善に向け、教職員が担うべき業務かどうかを精査し、役割分担等、業務の見直しを行う。また、これまでの各取組を見直し、行事等の改善や廃止、各取組の統合等による再構築に努める。土庄町教育委員会は、次のような支援体制を整備し、各校の業務の適正化をサポートする。

○ 専門スタッフの配置

- ※ 学校図書館活動支援員・特別支援教育支援員・ICT支援員（小・中学校）
- ※ 外国語指導助手（中学校 ALT、拠点校指導方式で小学校へも）
- ※ スクールカウンセラー（中学校、拠点校指導方式で小学校へも）

○ その他専門スタッフの配置

- ※ スクールソーシャルワーカー（R6より配置予定）
- ※ 教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）（R6より配置）

○ 留守番電話の設置（R5、5月開始）

緊急時の連絡体制を確保したうえで、児童生徒の下校後、一定時間が経過した平日の夜間や休日は、留守番電話対応としている。

(2) 業務の効率化

学校は、ICT化の推進や校務分掌の見直し等を行い、次のような業務の効率的、効果的な実施に努める。

○ 教育用ICT機器の整備

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が図られるよう、児童生徒の学習者用タブレットや指導者用タブレット、児童用AIドリル、大型掲示装置や電子黒板、デジタル教科書等の整備・充実を推進する。

○ 校務支援システムの導入の検討（R6以降随時検討）

教職員が活用できる校務支援システムの整備に向けて導入を検討し、様々な業務のICT化により、教職員の業務の効率化が図られるようにする。

○ 欠席連絡・健康観察システムの整備（R6より導入）

児童生徒の健康面の変容や小さなSOSの早期発見、保護者からの欠席連絡等についてICTを活用したシステムを整備することにより、より多面的な児童生徒の状況を把握するとともに、家庭との連携の効率化を図る。

○ 諸帳簿等の電子化

指導要録、学校日誌、出席簿等の諸帳簿の電子化を行うことで、デジタルによる連携の強化、業務の効率化を促進する。

- ＜各校の取組例＞
- ・校務分掌の見直し（特定教員への校務集中回避等）
 - ・各種文書の様式、帳票等の見直し
 - ・文書規定や決裁規定等の見直し
 - ・教育計画冊子等の精選による見直し
 - ・職員会議等、諸会議の効率化（短縮、ペーパーレス化等）
 - ・意義を踏まえた学校行事の内容や実施方法の見直し

（3）学校運営の改革と意識改革

学校は、業務の適正化、効率化を図るため、管理職の的確なマネジメントと、教職員一人一人の働き方改革に向けた意識や「チームとしての学校」という理念を教職員間で共有するとともに、メンタルヘルス等、安全安心な職場環境づくりを学校全体で推進する。また、教職員自身のストレスチェック等、心身ともに健康でライフワークバランスに対する意識を高める。

- ＜各校の取組例＞
- ・教職員の目標設定（業務や勤務等についての目標設定）
 - ・勤務時間実績の見える化
 - ・教職員のメンタルヘルス・ストレスチェック等の健康管理対策
 - ・職員室の環境整備（備品・机上等の整理、話しやすい雰囲気醸成）
 - ・ノー残業デー等の実施、退庁時刻の上限の設定 等

（4）保護者、地域への理解促進

学校の働き方改革を進めるにあたっては、学校及び土庄町教育委員会は、保護者や地域住民等の理解と協力を得られるように説明し、学校と地域との連携、協働に努める。

＜土庄町教育委員会の取組＞

- 本プランの公表等による保護者、地域への取組を発信（R6より）

土庄町役場教育総務課ホームページへの掲載により、教職員の働き方改革の取組への理解促進のための啓発を行う。

＜学校及び土庄町教育委員会の取組＞

- 土庄町における休日の部活動の地域移行に向けた協議の推進

部活動は、生徒にとってスポーツや文化等に親しむとともに、連帯感の涵養や基礎体力づくりにつながる活動でもある。しかし、生徒数減少による部活動の継続困難や教職員の指導者不足等の課題について、町内の地域のスポーツ団体等と協議しながら、休日の地域クラブ活動への移行に向けた協議を進める。また、これにより教員の負担軽減を図る。

- ＜各校の取組例＞
- ・学校支援ボランティア等の積極的導入
 - ・学校運営協議会（R2より）による学校・家庭・地域の連携・協働を生かした教職員の働き方改革の方向性への検討及び登下校時の見守り活動や学校行事・運営等の支援などについての地域人材等の積極的な連携の推進
 - ・学校の働き方改革についての保護者への周知・啓発